

●香川県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年8月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市吉原町字鍛冶屋1819 番地先から 善通寺市吉原町字兼政2341番 4地先まで	12.3～18.9	428	平成16年香川県告示第669号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成28年8月5日